

## ボランティア活動推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の支給に関する要綱(平成4年4月1日制定)に定めるもののほか、社会福祉法人座間市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)に登録したボランティア団体(以下「団体」という。)が要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、福祉の増進を図る目的で、現に児童、障害者及び高齢者、外国籍市民支援を対象に活動している団体(法人は除く。)とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 協議会に登録してから3年以上経過し、活動の実績が認められること。
- (2) 団体の予算における自主財源が確保されていること。

(助成金の助成基準額)

第3条 助成額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 団体の予算(運営費)の1/2以内とする。
- (2) ボランティア連絡協議会加入団体は、7万円を上限とする。
- (3) ボランティア連絡協議会未加入の団体は、1万円を上限とする。
- (4) 初回申請の団体は、5千円を上限とする。
- (5) 予備費が、団体の予算の1/4を超える場合は、差額を差し引いて決定するものとする。ただし、決定額に千円満たない端数が出た場合は切り上げとする。

(助成金の使途)

第4条 助成金の使途は、助成対象事業を適切に実施得るために必要な経費であることとする。趣旨の不明確な経費、事業執行に必要性が見られない経費は助成対象とならない。

(積立金の設置)

第5条 後年度に実施する事業の財源を計画的に確保しようとするときは、積立金を設けることができる。積立金を設けようとするときは、協議会へ申請をしなければならない。

(交付の時期)

第6条 この事業の助成金の交付時期は、7月とする。

(交付の申請)

第7条 助成を受けようとする団体は、助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、協議会が定める期日までに協議会に申請しなければならない。

- (1) 収支予算書(第2号様式)又はこれに代わる書類
- (2) その他、協議会が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 協議会は、前条の規定による申請を受付したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行う。その内容を審査したうえで、金額を決定し、助成金を交付するものとする。

2 協議会は、助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金決定通知書（第3号様式）により助成金を申請した団体に通知するものとする。

3 協議会は、助成金の交付決定に際し必要と認めるときは条件を付することができる。

(事業費等)

第9条 この事業の原資は、次のものをもって充てる。

- (1) 協議会財源
- (2) 市助成金
- (3) 県社協助成金
- (4) 県共同募金配分金
- (5) その他

(事業報告)

第10条 助成事業が完了したときは、年度終了日の翌日から起算して30日以内に実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を協議会に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書（第5号様式）又はこれに代わる書類
- (2) その他、協議会が必要と認める書類

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に協議会が定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

(ボランティア活動推進事業実施要綱の廃止)

2 ボランティア活動推進事業実施要綱（平成8年5月1日制定）は、廃止する。

3 この要綱の施行の際、現に制定前のボランティア活動推進事業実施要綱の規定により申請を受けている団体については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。